［削る］

⑵　外国人等の占める議決権の数

ふりがな 氏名又は名称	住所	職業	総議決権に対する比率	当該出資者の議決権を有する外国人等の氏名又は名称	外国人等が当該出資者に占める議決権の比率	当該外国人等が申請対象会社に対し間接に占める議決権の比率	備考
			%		%	%	
外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の１未満の比率のものの計			%				
計			外国人等の直接に占める議決権の比率の計			外国人等の間接に占める議決権の比率の計	
			%			%	
合　　計			外国人等の直接及び間接に占める議決権の比率の合計 %				

（注１）　外国人等とは、法第159条第２項第５号イ⑴から⑶までに掲げる者及び同号ロ⑵に掲げる者並びに第185条第４項に規定する外国法人等とみなされる法人又は団体及び同条第５項に規定するその全てを間接に占められる議決権の割合とされる議決権を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体をいう。

（注２）　氏名又は名称の欄、住所の欄、職業の欄は、⑴の注４から注６までに準じて記載すること。

（注３）　外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の１未満のものの比率は、合算して記載すること。

（注４）　外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該出資者が申請対象会社に対し総議決権に対する比率の100分の10以上の議決権を有し、かつ、一の外国人等が当該出資者に対し100分の10以上の議決権を有する場合に記載すること。

ア　当該出資者に二以上の外国人等がそれぞれ100分の10以上の議決権を有する場合は、それぞれの比率を記載すること。

イ　第185条第３項に規定する一の外国人等が申請対象会社の議決権を有する二以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が100分の10未満であるもののこれらの議決権の比率を出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が100分の10以上となる場合は、100分の10未満であつても記載すること。